## 破産債権の特別調査期日

**平成２７年（フ）第１３８号**
仙台市青葉区一番町１丁目９番１号　仙台トラストタワー20Ｆ
破産者　創造ホールディングス株式会社
特別調査期日　平成28年１月15日午後１時40分
平成27年12月16日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

## 特別清算終結

**平成２７年（ヒ）第２０６１号**
東京都港区白金台４丁目20番９号パシフィック白金台501号
清算株式会社　エヌ・アイ・キャピタル株式会社
１　決定年月日　平成27年12月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２７年（ヒ）第４号**
新潟県上越市栄町２丁目３番11号
清算株式会社　株式会社上越ゴルフプラザ
１　決定年月日　平成27年12月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所高田支部

## 特別清算協定認可

**平成２６年（ヒ）第１３号**
長野市豊野町豊野字沖602の１
清算株式会社　豊電機株式会社
代表清算人　丸山　　昭
１　決定年月日　平成27年12月15日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　清算株式会社の資産
清算株式会社及び各協定債権者は、流動資産、固定資産、繰延資産など、一切の資産が存在しないことを確認する。
第２　協定債権
１　定義
⑴　協定債権のうち「一般債権」とは、別表ア乃至イ記載の求償債権、貸付金債権の元金および平成27年１月７日（特別清算手続開始決定の前日）を基準日として算出された利息・遅延損害金債権をいう。
⑵　協定債権のうち「劣後的債権」とは、平成27年１月８日（特別清算手続開始決定日）以後の、利息・遅延損害金債権をいう。
２　その余の負債
清算株式会社及び各協定債権者は、上記協定債権を除き、一切の負債が存在しないことを確認する。
３　免除
⑴　各協定債権者は、一般債権の全部につき、その債務を免除する。
⑵　各協定債権者は、劣後的債権の全部につき、その債務を免除する。
（別紙省略）
以上
長野地方裁判所民事部

## 監督命令

**平成２７年（再）第９号**
福井県敦賀市公文名80号緑ケ丘165番地
再生債務者　若狭観光開発株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜２丁目３番９号入商八木ビル２階　堂島法律事務所　弁護士　中井　康之
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
サ　再生手続開始決定前に締結された事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約における民事再生法49条１項の規定による履行の選択
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからサまでに掲げる行為
平成27年12月14日
大阪地方裁判所第６民事部

## 再生手続開始

**平成２７年（再）第１０号**
愛知県津島市東柳原町４丁目10番地
再生債務者　住田建設株式会社
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年１月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成28年２月15日から平成28年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（再）第９号**
福井県敦賀市公文名80号緑ケ丘165番地
再生債務者　若狭観光開発株式会社
１　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年２月19日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成28年４月15日から平成28年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（再）第２号**
大分県竹田市久住町大字白丹3866番地
再生債務者　株式会社ニューグリーンステイくじゅう
１　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年１月29日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成28年３月14日から平成28年３月25日まで
大分地方裁判所破産再生係

## 再生手続終結

**平成２３年（再）第３号**
愛媛県宇和島市保田甲1023番地１
再生債務者　株式会社リッチ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成27年12月14日　　松山地方裁判所民事部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２７年（再イ）第４３号**
三重県桑名市長島町大倉17番地15
再生債務者　長屋　達也
１　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年１月６日まで
４　一般異議申述期間　平成28年１月13日から平成28年１月20日まで
津地方裁判所四日市支部

**平成２７年（再イ）第３０号**
北海道厚岸郡浜中町琵琶瀬294番地
再生債務者　箱石　憲一
１　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年１月７日まで
４　一般異議申述期間　平成28年１月21日から平成28年１月28日まで
釧路地方裁判所